町内農業者 各位

　　　　清水町役場農林課

**清水町化学肥料購入支援金給付事業補助金の申請受付のご案内**

日頃より、本町の農業振興に対してご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、北海道の化学肥料購入支援給付金の支払等が順次進んでいるところですが、清水町の化学肥料購入支援金給付事業補助金につきまして、下記のとおり申請を受付開始しますので、補助金を希望される方は申請受付実施期間中に別添（様式第1号）に記入、押印のうえ必要書類と一緒に持参のうえ清水町役場農林課までお越し下さいますようお願い申し上げます。

記

1. **事業の目的**

化学肥料を購入する町内農業者の肥料購入費の負担軽減を図ることを目的とする。

1. **事業対象者**

・町内で農業を営む個人又は法人等で、北海道が実施した化学肥料購入支援金給付事業の支援金

の交付を受けたもしくはその要件を満たしている方。**（対象期間：令和4年6月から令和4年12月末の期間中に化学肥料を１ｔ以上発注し、令和5年5月末日までに納品を受ける方。）**

1. **対象となる取り組みと補助内容**

・対象期間中に発注され、令和5年5月末日までに納品された化学肥料1トンあたり、3,125円と

する。なお、合計数量のトン未満は切り捨てとする。

・申請額が予算額を超える場合には、補助金の単価を減額し給付する。

1. **事業対象肥料**

・本事業における「化学肥料」とは、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の工程規格を定める等の件に規定する窒素質肥料、リン酸質肥料、カリ質肥料、副産肥料等、複合肥料及びこれらの肥料を原料として配合される肥料⇒北海道の化学肥料購入支援給付金と同じです。対象肥料につきましてはこちらにリストが公開されていますのでご覧下さい

化学肥料購入支援金給付事業HP 　www.hkd-hiryou.jp

1. **申請受付実施期間と場所**

申請受付期間：令和５年３月２０日（月）まで（土日を除く）

申請受付時間：9：00～12：00および13：30～17：30

申請受付場所：清水町役場農林課（役場２階）

1. **申請時に必要な持ち物**

**（１）【北海道の化学肥料購入支援給付金の決定を受けた数量で申請する方】**

　・清水町化学肥料購入支援金給付事業補助金交付申請書（様式第１号）

　・化学肥料購入支援金給付決定通知書の写し（北海道から送付されたハガキ）

**（２）【北海道の化学肥料購入支援給付金の申請をしていない方】**

・清水町化学肥料購入支援金給付事業補助金交付申請書（様式第１号）

・対象肥料の発注書の写し（発注日、肥料名、規格、発注数量が記載されていること）

・納品済みの対象肥料につきましては納品書の写し

（納品日、肥料名、規格、納品数量が記載されていること）

・それらの肥料が事業対象の化学肥料であることを証明できる書類やパンフレットなど

(化学肥料購入支援金給付事業HPの対象肥料リストにあるものは不要です)

**※審査の結果、該当しない場合がありますのでご了承下さい。**

**（３）【北海道の化学肥料購入支援給付金の決定を受けた数量とさらに道の事業に申請していない分を追加申請する方】**

・清水町化学肥料購入支援金給付事業補助金交付申請書（様式第１号）

　・化学肥料購入支援金給付決定通知書の写し（北海道から送付されたハガキ）

・北海道の化学肥料購入支援金給付申請書の写し（道事業との重複申請の確認のため）

・追加申請する分について、納品済みの対象肥料につきましては納品書の写し

（納品日、肥料名、規格、納品数量が記載されていること）

・追加申請する分について、それらの肥料が事業対象の化学肥料であることを証明できる書類や

パンフレットなど

(化学肥料購入支援金給付事業HPの対象肥料リストにあるものは不要です)

**※追加申請分（令和4年6月から令和4年12月末の期間中に化学肥料を1ｔ以上発注し、令和**

**5年5月末日までに納品）について、審査の結果、該当しない場合がありますのでご了承下さ**

**い。**

**【共通】**

・補助金の入金先については、別添（様式第1号）に記載のうえ、組合員勘定以外にされる方は、

金融機関名、支店番号、口座名義、口座種別、口座番号が確認できる預金通帳を持参下さい。

　また、組合員勘定を指定の場合は預金通帳がありませんので、口座名義（カタカナ）及び

口座番号について記載誤りのないようよろしくお願いします。

　・事業承継をされた場合におきましては、清水町の事業は、道の事業の上乗せで支給するため、

　　道の事業の交付決定を受けた方が申請者となり、その方の名義の口座への振込みとなりますの

　　で申請の際にはご注意ください。

　・化学肥料購入支援金給付決定通知書の写し（北海道から送付されたハガキ）について届くのが

が遅くなり受付期間に間に合わない場合には役場農林課までご連絡ください。

・補助金の対象となる化学肥料の発注、納品期間は**令和4年6月から令和4年12月末の期間中**

**に化学肥料を１ｔ以上発注し、令和5年5月末日までに納品**されるのが条件となっておりま

すので北海道の支援金を受けていない化学肥料を新たに申請される場合はご注意ください。

1. **支援金給付時期**

令和５年４月頃（予定）に町から申請者に直接振込みます。